

公益財団法人講道館
役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人講道館（以下「本財団」という。）の定款第16条及び第29条の規定に基づき、本財団の役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償の支給基準に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、評議員会で選任された理事のうち、本財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤理事とは、常勤理事以外の理事をいう。
- (4) 常勤監事とは、評議員会で選任された監事のうち、本財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (5) 非常勤監事とは、常勤監事以外の監事をいう。
- (6) 常勤役員とは、常勤理事及び常勤監事をいう。
- (7) 評議員とは、定款第14条に基づき置かれる者をいう。
- (8) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (9) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 本財団は、常勤役員に対して職務執行の対価として月例報酬及び手当を支給することができる。

2 本財団の常勤役員の月例報酬及び手当は別表によるものとし、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、常勤理事は講道館長が理事会の承認を得て、また常勤監事は評議員会の決議によって決めるものとする。

3 本財団は、常勤役員に対して、講道館職員の支給基準に準じた賞与、退職手当を支給することができる。

4 本財団の評議員には、定款第16条に定める金額の範囲内で、評議員会出席の都度その謝金として一人一律金5千円を支給することができる。

5 本財団の非常勤理事及び非常勤監事には、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会又は理事会出席の都度その謝金として一人一律金5千円を支給することができる。

(報酬の支給日)

第4条 報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。ただし、評議員並びに非常勤理事及び非常勤監事にあっては、評議員会又は理事会出席の都度支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用弁償)

第6条 理事、監事及び評議員が、その職務の執行に当たって負担した費用については、その費用を弁償することができる。

2 理事、監事及び評議員が、本財団の評議員会又は理事会に出席し交通実費を負担したときは、その額を支給する。

(委任)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、講道館長が別に定める。

附則

この規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。

(別表)

1. 常勤役員の月例報酬表

	月額
第1号	100, 000円
第2号	200, 000円
第3号	300, 000円
第4号	400, 000円
第5号	500, 000円
第6号	600, 000円
第7号	700, 000円
第8号	800, 000円
第9号	900, 000円
第10号	1, 000, 000円
第11号	1, 100, 000円
第12号	1, 200, 000円
第13号	1, 300, 000円
第14号	1, 400, 000円
第15号	1, 500, 000円

2. 常勤役員の手当

	日額
大会等出席における手当	10, 000円

(別紙)

役員の報酬総額は、各年度 8,000 万円を超えない額とする。